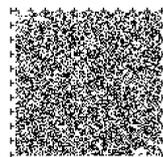
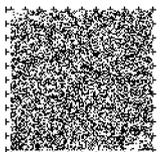


資料編

- 1 苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 2 苫小牧市地域福祉計画推進委員会委員名簿
- 3 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱
- 4 「苫小牧市地域福祉計画」改定に係る地域懇談会概要





1 苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 苫小牧市は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定した苫小牧市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を推進するにあたり、広く市民から意見を求めるため、苫小牧市地域福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況の評価及び施策の推進に関する事項
- (2) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学職経験者
- (2) 福祉関係団体、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者
- (3) 苫小牧市社会福祉協議会の代表者の推薦を受けた者
- (4) 公募により選考された者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

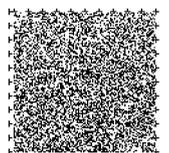
2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。



資料編

2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、福祉部総合福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

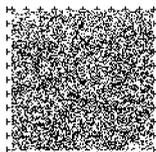
附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

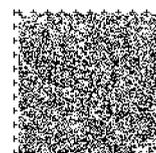


2 苫小牧市地域福祉計画推進委員会委員名簿

委嘱期間：平成 26 年 6 月 16 日～平成 28 年 3 月 31 日

| 氏名 | 団体名等 |
|--------|---------------------|
| ◎中田 英輝 | 苫小牧地域精神障害者支援事業協議会 |
| 井上 政一 | 苫小牧身体障がい者福祉連合会 |
| 藤原 浩之 | 苫小牧市社会福祉施設連絡協議会 |
| ○本間 啓介 | 苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会 |
| 八嶋 麻紀 | 苫小牧市法人保育園協議会 |
| 水口 哲二 | 苫小牧市ボランティア連絡協議会 |
| 尾野 幸子 | 苫小牧市民生委員児童委員協議会 |
| 井上 啓一 | 苫小牧市町内会連合会 |
| 白鳥 忠一 | 苫小牧市老人クラブ連合会 |
| 松島 茂夫 | 苫小牧市社会福祉協議会 |
| 伊藤 勝久 | 苫小牧駒澤大学 |
| 木村 友信 | 公募 |
| 菊地 法子 | 公募 |

◎ 委員長 ○ 副委員長



3 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉計画の推進に際し、庁内に苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりにする。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況把握及び点検並びに施策の推進に関する事項
- (2) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 庁内推進会議は、議長、副議長、委員をもって組織する。

- 2 議長は福祉部長を、副議長は福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別紙1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項の委員のほか、必要に応じて関係課長を委員とすることができる。

(会議)

第4条 庁内推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 庁内推進会議の庶務は、福祉部総合福祉課において処理する。

(雑則)

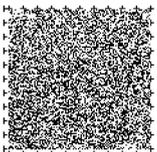
第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



4 「苫小牧市地域福祉計画」改定に係る地域懇談会概要

1 目 的

この懇談会は、「苫小牧市地域福祉計画」を策定するにあたり、関係団体や市民から地域福祉に係る取組や今後の取り組むべき課題など広く意見を求め、計画に反映させることを目的として実施する。

2 構 成

- ・ 懇談会は、以下のメンバーで構成する。
- ・ 全体を5班に分け、各班にはリーダー1名を置き、このほか6～7名の班員で構成する。また、全体を総括するコーディネーターを1名置く。
- ・ 班員は、次の6つの団体等から地域性を考慮して選出する。

(1) 地域福祉計画推進委員会委員

(コーディネーター1名、リーダー5名、班員7名：計13名)

(2) 民生委員・児童委員(5名)

(3) 町内会役員(5名)

(4) 各福祉事業所(5名)

(5) ボランティア団体(5名)

(6) 社会福祉協議会(5名)

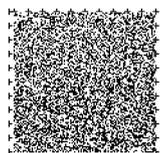
3 実施内容

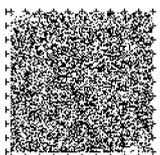
各グループごとにリーダーが進行役となり、8月に実施した地域福祉に係る市民アンケート調査結果から得られた課題や自身の地域活動における課題等を提起し、地域福祉の現状や解決策などを議論しまとめた後、全体の場で発表し参加者全員で共有する。

4 懇談テーマ

『地域活動における課題と解決に向けた方策について』

※懇談会進行状況は第3章に記載







とまこま市
©2011 苫小牧市

第2期 苫小牧市地域福祉計画

平成28年度～平成32年度

発行／苫小牧市福祉部 総合福祉課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL (0144) 32-6354 FAX (0144) 32-6098

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

